

伊予市新型コロナウイルス感染症対策バス・タクシー事業者支援金交付要綱

令和2年9月25日

伊予市告示第141号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大の防止に取り組みながら地域公共交通の維持を図るバス事業者及びタクシー事業者に対し、市が予算の範囲内で伊予市新型コロナウイルス感染症対策バス・タクシー事業者支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営む者及び同号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営む者をいう。
- (2) タクシー事業者 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む者をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 個人にあつては本市の住民基本台帳に登録されている者、法人にあつては市内に主たる事務所を有する者
- (2) 市税を完納している者
- (3) 個人にあつては代表者、法人にあつては役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

(交付要件)

第4条 支援金は、交付対象者が事業の用に供する車両で、当該車両ごとに次に掲げる新型コロナウイルス感染症対策のうちから2つ以上実施しているものに交付する。

- (1) 乗務員のマスク等の着用
- (2) 乗務員の検温
- (3) 乗客へのマスクの配布
- (4) 車両の消毒作業
- (5) 車両へのアルコール等消毒剤の設置等
- (6) 車両への飛沫感染防止シート（アクリル板等）の設置
- (7) 車両へ注意喚起の表示
- (8) キャッシュレス決済の導入
- (9) 前各号に掲げるもののほか、バス事業者及びタクシー事業者の関係団体がガイドライン等で定める新型コロナウイルス感染症対策
(支援金の額)

第5条 支援金の額は、前条に規定する要件を満たした車両の数に、次に掲げる車両の区分に応じた金額を乗じて得た額とする。

- (1) バス 車両1台当たり10万円
 - (2) タクシー 車両1台当たり5万円
- (支援金の交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和2年12月25日までに、伊予市新型コロナウイルス感染症対策バス・タクシー事業者支援金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実施している新型コロナウイルス感染症対策の取組内容の分かる写真等
 - (2) 道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業の許可を受けていることを証する書類の写し
 - (3) 支援金の対象となる車両の車検証の写し
 - (4) 市税完納証明書
- (支援金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に対し、伊予市新型コロナウイルス感染症対策バス・タクシー事業者支援金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。この場合において、

市長は、支援金の交付に関し、条件を付することができる。

(支援金の請求)

第8条 前条の規定により支援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、支援金を請求しようとするときは、伊予市新型コロナウイルス感染症対策バス・タクシー事業者支援金交付請求書（様式第3号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに支援金を交付するものとする。

(検査等)

第9条 市長は、支援金の交付の適正な執行を図るため、交付決定者に対し、必要に応じて検査を行い、又は報告を求めることができる。

(交付決定の取消し及び返還)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、伊予市新型コロナウイルス感染症対策バス・タクシー事業者支援金取消通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。この場合において、既に支援金が交付されているときは、伊予市新型コロナウイルス感染症対策バス・タクシー事業者支援金返還請求書（様式第5号）により、市長はその返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(関係書類の保存等)

第11条 交付決定者は、支援金の交付に係る収支及び支出を明らかにした帳簿及び関係書類を整備するとともに、当該支援金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年9月25日から施行する。

伊予市長 様

所在地

事業者名

代表者名

印

伊予市新型コロナウイルス感染症対策
バス・タクシー事業者支援金交付申請書

伊予市新型コロナウイルス感染症対策バス・タクシー事業者支援金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり支援金の交付を申請します。

記

1 支援金交付申請額 金 円

2 実施している新型コロナウイルス感染症対策

- 乗務員のマスク等の着用
- 乗務員の検温
- 乗客へのマスクの配布
- 車両の消毒作業
- 車両へのアルコール等消毒剤の設置等
- 車両への飛沫感染防止シート（アクリル板等）の設置
- 車両への注意喚起の表示
- キャッシュレス決済の導入
- その他（ ）

※ 実践しているものを全てチェックし、そのうち取組の内容が分かる写真等を2点添付すること。

3 支援金申請内容

該当するバス又は タクシーの台数 (年 月 日現在)	道路輸送法上の区分		台 数
	<input type="checkbox"/> 一般貸切旅客自動車輸送事業	<input type="checkbox"/> 一般乗合旅客自動車運送事業	バス (台) …①
<input type="checkbox"/> 一般乗用旅客自動車運送事業		タクシー (台) …②	
支援金算定式	100,000円× (台) =		円…①
	50,000円× (台) =		円…②
合計			円 (①+②)

- (1) 実施している新型コロナウイルス感染症対策の取組内容の分かる写真等
- (2) 道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業の許可を受けていることを証する書類の写し
- (3) 支援金の対象となる車両の車検証の写し
- (4) 市税完納証明書

様

伊予市長

印

伊予市新型コロナウイルス感染症対策
バス・タクシー事業者支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった伊予市新型コロナウイルス感染症対策バス・タクシー事業者支援金（以下「支援金」という。）については、伊予市新型コロナウイルス感染症対策バス・タクシー事業者支援金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定により、下記のとおり支援金を交付する。

記

- 1 支援金の額 金 円
- 2 交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、支援金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
 - (1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 要綱の規定に違反したとき。
- 3 支援金の交付に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、支援金の支給の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これらを保存すること。

年 月 日

伊予市長 様

住 所

事業者名

印

代表者名

伊予市新型コロナウイルス感染症対策
バス・タクシー事業者支援金交付請求書

年 月 日付け伊予市指令第 号により交付決定を受けた伊予市新型コロナウイルス感染症対策バス・タクシー事業者支援金について、伊予市新型コロナウイルス感染症対策バス・タクシー事業者支援金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関名							
口座種別	当座 ・ 普通						
口座番号							
(フリガナ) 名 義 人	()						

3 添付書類

振込先が分かる書類（通帳の写し）

様式第4号（第10条関係）

伊予市指令第 号

年 月 日

様

伊予市長

印

伊予市新型コロナウイルス感染症対策
バス・タクシー事業者支援金取消通知書

年 月 日付け伊予市指令第 号で交付決定した伊予市新型コロナウイルス感染症対策バス・タクシー事業者支援金について、下記の理由により決定を取り消すこととしたので、伊予市新型コロナウイルス感染症対策バス・タクシー事業者支援金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

交付決定を取り消す理由

様式第5号（第10条関係）

伊予市指令第 号

年 月 日

様

伊予市長

印

伊予市新型コロナウイルス感染症対策
バス・タクシー事業者支援金返還請求書

年 月 日付け伊予市指令第 号で決定を取り消した伊予市新型コロナウイルス感染症対策バス・タクシー事業者支援金返還請求書について、伊予市新型コロナウイルス感染症対策バス・タクシー事業者支援金交付要綱第10条の規定により、下記のとおりその返還を請求します。

記

返還請求額 金 円